

平成28年6月13日
四国地方整備局建政部
計画・建設産業課

『第5回四国ブロック社会保険未加入対策推進地方協議会』の開催

～平成29年度の目標達成に向けた建設産業の社会保険加入徹底の強化～

四国地方整備局は、平成24年7月に「四国ブロック社会保険未加入対策推進協議会」（以下「四国地方協議会」）を設立し、行政、発注者、元請企業、下請企業、建設労働者等の業界関係者が一体となって総合的かつ継続的に社会保険等未加入対策を推進しています。

平成29年度の許可業者の加入率100%等の目標達成に向けて、社会保険加入徹底の取組の一層の強化を確認するため、今般、第5回四国地方協議会を下記のとおり開催いたしますのでお知らせいたします。

1. 開催日時

平成28年6月17日（金）14：00～15：00

2. 開催場所

サンポート合同庁舎 13階1306・1307会議室（香川県高松市サンポート3-33）

3. 参加予定団体等

別紙のとおり

4. 議事（案）

- ①平成28年度の社会保険未加入対策の強化について
- ②意見交換

5. その他

会場の収容人数の関係で、傍聴は報道関係者のみとさせていただきます。
なお、カメラ撮りは、冒頭（議事に入るまで）のみでお願いします。
また、資料については、四国地方整備局のホームページにおいて公表する予定です。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 建政部
計画・建設産業課長 島田 浩和
建設専門官 尾形 優

T E L : 087-851-8061（代表）
F A X : 087-811-8414

四国ブロック社会保険未加入対策推進地方協議会 ＜参加予定団体一覧＞

建設業関係団体:51団体、その他関係団体:11団体 計62団体)

※建設業者団体及びその他関係団体の並びは五十音順による

■建設業者団体:51団体

愛媛県管工事協同組合連合会	四国建設インテリア事業協同組合
(一社) 愛媛県空調衛生設備業協会	四国建設躯体工業連合会
(一社) 愛媛県建設業協会	四国ダクト協会
愛媛県建設産業団体連合会	全国管工事業協同組合連合会四国ブロック会
愛媛県室内装飾事業協同組合	(一社) 全国建設室内工事業協会四国支部
(一社) 愛媛県中小建築業協会	(一社) 全国道路標識・標示業四国協会
愛媛県鉄筋業協同組合	(一社) 全国特定法面保護協会四国地方支部
(一社) 愛媛県電設業協会	(一社) 全国防水工事業協会四国支部
愛媛県葺土工業連合会	中四国ウレタン断熱協会
(一社) 愛媛県冷凍空調設備工業会	徳島県空調冷凍工業会
(一社) 香川県建設業協会	(一社) 徳島県建設業協会
(一社) 香川県建設産業団体連合会	徳島県建設産業団体連合会
香川県建築事業協同組合	(一社) 日本ウエルポイント協会四国支部
(一社) 香川県総合建設センター	(公社) 日本エクステリア建設業協会香川県支部
香川県中小建設業協会	(一社) 日本機械土工協会四国支部
香川県葺土工連合協会	(一社) 日本空調衛生工事業協会四国支部
香川県冷凍空調設備工業協会	(一社) 日本建設業連合会四国支部
協同組合徳島県建設業協会	(社) 日本建設大工工事業協会四国支部
建設業労働災害防止協会愛媛支部	(一社) 日本左官業組合連合会四国ブロック会
建設業労働災害防止協会香川支部	日本室内装飾事業協同組合連合会四国ブロック会
建設業労働災害防止協会徳島支部	(一社) 日本造園建設業協会四国総支部
建設産業専門団体四国地区連合会	(一社) 日本電設工業協会四国支部
(一社) 高知県建設業協会	(一社) 日本道路建設業協会四国支部
高知県建設産業団体連合会	(一社) 日本塗装工業会四国ブロック会
高知県鉄筋業協同組合	(一社) プレストレストコンクリート建設業協会四国支部
高知県冷凍空調設備工業会	

■その他関係団体:11団体

愛媛県行政書士会	高知県行政書士会
愛媛県建設労働組合	高知県社会保険労務士会
愛媛県社会保険労務士会	徳島県建設労働組合
香川県行政書士会	徳島県社会保険労務士会
香川県建設労働組合	フレッセ (全徳島建設労働組合)
香川県社会保険労務士会	

■行政機関:11機関

厚生労働省 徳島労働局	徳島県
厚生労働省 香川労働局	香川県
厚生労働省 愛媛労働局	愛媛県
厚生労働省 高知労働局	高知県
厚生労働省 四国厚生支局	国土交通省 四国地方整備局
日本年金機構 四国地域部	

中央建設業審議会 「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

目標

実施後5年(平成29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- **社会保険未加入対策推進協議会の設置** (H24.5～)
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
 - ・社会保険未加入対策の取組について共有、周知

2. 行政によるチェック・指導

- **経営事項審査における減点幅の拡大** (H24.7～)
 - ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- **許可更新時等の確認・指導** (H24.11～)
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 直轄工事における対策

- **直轄工事における対策** (H26.8～段階的に実施)
 - ・元請企業及び一次下請企業を社会保険等加入企業に限定
 - ・二次以下の下請企業についても未加入企業の通報・加入指導を実施

4. 元請企業による下請企業への指導

- **下請指導ガイドライン(課長通知)** (H24.11～)
 - ・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- **直轄工事の予定価格への反映** (H24.4～)
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- **法定福利費を内訳明示した見積書の活用** (H25.9～)
 - ・各専門工事業団体毎に、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成
 - ・下請企業から元請企業への標準見積書等の提出を一斉に開始
 - ・標準見積書等の提出を元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを申し合わせ (H27.1～)